

国の農業政策に関する 提 案 書

令和4年5月
北 海 道

北海道の農業・農村は、大規模で専門的な経営が主体となって、安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が国の食料自給率の向上に貢献するとともに、国土の保全や美しい農村景観を形成するなど、国民生活に豊かさと潤いをもたらしています。また、観光業や食品加工業など幅広い関連産業と結び付き、地域の基幹産業として経済の発展や雇用の確保に重要な役割を果たしています。

しかしながら、担い手の減少をはじめ、高齢化の進行、地域における労働力不足、国際化の進展など、様々な難しい課題に直面していることに加え、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響などにより食料の安定供給体制の確立や道産農産物の需要拡大が求められています。

こうした中、本道の農業・農村が健全な発展を遂げるためには、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」に沿って、各般の施策を計画的かつ効果的に推進することで、多様な担い手と人材が輝く力強い農業・農村の確立を目指していくことが何よりも重要と考えています。

国においては、昨年5月、持続可能な食料システムの構築に向け「みどりの食料システム戦略」を策定し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するとされたところです。

今後、令和5年度当初予算編成はもとより、「食料・農業・農村基本計画」などに即して中長期的に講じられる施策の立案に当たっては、本道農業・農村の持つ潜在力を最大限に発揮しながら、将来にわたってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和4年5月

北海道

提 案 書 目 次

1 本道農業・農村の実情を踏まえた「食料・農業・農村基本計画」に 即した施策の推進	…… 1
（1）食料の安定供給の確保に向けた施策	
ア 農業農村整備の着実な推進と食料の安定供給体制の確立	…… 1
イ 道産農産物の需要拡大に向けた取組の推進	…… 3
ウ 多様な人材が活躍する農業・農村の確立	…… 4
エ 農業経営の安定化に向けた取組の推進	…… 4
オ 有機農業やゼロカーボン北海道の実現に向けた環境政策の推進	…… 5
（2）グローバルマーケットの戦略的な開拓に関する施策	…… 7
（3）TPP等新たな国際環境や今後の国際交渉への対応に 関する施策	…… 7
2 多様な担い手と人材が輝く力強い北海道農業・農村の確立	…… 8
（1）持続可能で生産性が高い農業・農村の確立	…… 8
ア 生産基盤の強化	…… 8
イ 安全・安心な食料等の安定生産の確保	…… 8
ウ 環境と調和した農業の推進	……12
（2）国内外の需要を取り込む農業・農村の確立	……13
（3）多様な人材が活躍する農業・農村の確立	……13
ア 農業経営体の安定・発展	……13
イ 地域で経営体を支える組織の育成・強化	……14
ウ 地域農業を支える多様な人材の活躍	……14
（4）国民の理解に支えられる農業・農村の確立	……15

1 本道農業・農村の実情を踏まえた「食料・農業・農村基本計画」に即した施策の推進

- 本道の農業・農村が持続的に発展していくためには、安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が国の食料自給率の向上に貢献しながら、今後とも、意欲ある担い手が将来にわたって希望を持って営農に取り組むとともに、農業を支える多様な人材が安心して住み続けられる農村が形成される必要があることから、「食料・農業・農村基本計画」に即した施策等の推進に当たっては、本道農業・農村の実情を反映したものとすること。

(1) 食料の安定供給の確保に向けた施策

ア 農業農村整備の着実な推進と食料の安定供給体制の確立

■ 農業農村整備の当初予算をはじめ必要な予算総額の確保

- 本道農業・農村が、将来にわたり持続的に発展し、生産性の高い農業と活力ある農村を実現するためには、農業の生産力・競争力の強化や農村地域の強靱化に不可欠な農業農村整備を計画的かつ着実に推進することが重要であることから、当初予算をはじめ必要な予算総額を安定的に確保すること。

■ 産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業等の中長期的な予算の確保

- 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業について、中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 食料の安定供給に必要な生産・流通システムの確立を図るため、集出荷貯蔵施設など産地基幹施設の整備等を支援する強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）について、必要な予算を確保すること。
- 多様な酪農・畜産経営の生産基盤の維持・強化を図り、生産性を向上させるため、畜舎等の施設整備や搾乳ロボットの導入などを支援する畜産クラスター事業について、中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、地域の気象条件や資材調達等の社会情勢の変化に対応できるよう、複数年施工を可能とするなど、柔軟な運用を図ること。

■ 新たな農地施策の円滑な推進

- 新たな農地施策の推進に当たっては、広大な農地を有し地域ごとに特色ある農業を展開する北海道の実情に即した運用を図るとともに、地域の関係者への十分な情報提供や事務の簡素化、農地バンクを含む関係者に対する支援策の拡充、市町村への権限移譲の促進など、新たな農地施策の円滑な推進に必要な措置を総合的に講じること。

■ 主要農産物の種子の安定生産の推進

- 都道府県が行う主要農作物の種子の生産及び普及に関して、引き続き、地方交付税措置を講じるとともに、今後の種子の生産拡大に必要な取組に支援を行うこと。

■ 需要に応じた米生産の推進

- 主食用米の毎年の需要減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に厳しい需給環境にある中、米の需給と価格の安定を図ることが重要であることから、全国の各産地における需要に応じた生産に向け、生産現場への情報提供と認識の共有など、国がその取組を強化すること。また、必要な作付転換が推進されるよう、水田活用の直接支払交付金をはじめ、小麦・大豆の生産性向上や子実用とうもろこしなどの導入の取組について、必要な予算を確保するとともに、外食・中食等への販売促進や長期計画的に販売する取組への支援の継続など、効果的な対策を講じること。
- 水田を有効に活用しながら生産者の所得確保を図るため、需要の拡大が期待される業務用米や加工用米、輸出用米、飼料用米について、極多収品種等の品種開発の強化を図るとともに、産地が取り組む低コスト・省力化技術の普及・拡大に必要な予算を確保すること。
- 農産物規格・検査の見直しに係る関係規則等の改正に当たっては、農業者が安心して米生産や流通に取り組むことができるよう、その趣旨や内容について、丁寧な説明と情報提供を行うこと。

■ 北海道畑作の需要に応じた生産体系の確立に向けた施策の推進

- 地域や経営の実情に応じた適正な輪作体系を推進し、需要に応じた畑作物の生産体系を確立するため、総合的な対策を中長期的に講じるとともに、地域の実情を踏まえた対策の充実・強化を図ること。

■ 原油・飼料・肥料価格の高騰による影響への支援

- 原油価格の高騰により、施設園芸の加温に要する費用が増加していることから、「燃油価格高騰対策事業」の実施に必要な予算を確保するとともに、熱源に使用するガス（LPG、LNG）も事業の対象とするなど支援内容の拡充を図ること。

- 配合飼料価格の高騰に際し、農家負担を軽減する配合飼料価格安定制度の安定的な運用を図るため、必要な予算を確保するとともに、子実用とうもろこしなど道産濃厚飼料の生産拡大に向けた取組を支援すること。
- 原料輸入価格の高騰や原産国による輸出制限により、肥料価格が上昇しており、生産者の大きな負担となっていることが懸念されることから、今後とも価格の動向を注視するとともに、農業生産活動に影響を及ぼすことがないよう、肥料価格高騰時における経営安定対策を講ずること。

■ 産地における集出荷・貯蔵機能の強化による食料安定供給の確立

- 食料安定供給の重要性が認識される中、農産物の安定供給や災害時における農産物の円滑な供給を図るため、雪氷冷熱等の再生可能エネルギーを活用した効率的な貯蔵を推進する取組など、力強い農業生産体制を確立するための施策を推進すること。

■ 海外悪性伝染病等に関する防疫対策等の強化

- 海外悪性伝染病等に関し、本道の実態に即して地域が取り組む防疫対策に必要な予算を確保すること。
- 感染経路や発生原因を早急に解明するとともに、さらなる感染拡大の防止に向けた対策を講ずること。
- 発生農場の円滑な経営再開や制限区域内の農場における経済的影響の緩和に向け、十分な経営支援対策を講ずること。
- 不法な畜産物の持込みに対して罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法の改正等により、海外悪性伝染病の侵入防止・まん延防止体制を強化すること。

イ 道産農産物の需要拡大に向けた取組の推進

■ 道産農産物の需要拡大への支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、外食・加工向け需要の落ち込みや、一部の農産物では在庫の滞留や価格の下落が生じているほか、農業労働力の確保への影響の長期化が懸念されることから、今後のウィズコロナ下での社会経済活動の再開に向け、消費構造の変化に応じた需要の拡大や農業経営への影響緩和などに対する支援について、必要な予算を確保すること。
- 輸入小麦の原料代替としての、国産米粉の新たな活用の可能性や実需の開拓を促進する取組を支援すること。

■ 牛乳乳製品の需要拡大とブランド化の推進

- 安全で品質の高い牛乳乳製品を学校給食に供給することなどにより、生乳需要の維持・拡大を図る取組に対し、継続的な支援を行うとともに、必要な予算を確保すること。
- 国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、酪農家が生産するチーズ向け生乳の高品質化やコスト低減、チーズ工房等の生産性向上、技術研修、技術等の継承、国産チーズの品質向上とブランド化への継続的な支援を行うとともに、国産チーズのシェア拡大に向けた対策と必要な予算を確保すること。

■ 地域における食育の推進に向けた支援施策の充実

- 消費・安全対策交付金について、食育活動の取組が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- 消費・安全対策交付金のうち、「地域での食育の推進事業」について、地域の実態に即した取組が幅広く実施できるよう支援内容の拡充を図ること。

ウ 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

■ 新規就農者に対する支援対策の充実・強化

- 新規就農者育成総合対策などについて、地方の財政力によって新規就農者等に対する支援に差が生じることが懸念されることから、従来どおり国と地方の役割を堅持し、地方の財政負担をなくすとともに、経営継承の取組を含めて支援を必要としている全ての者に対して資金等を交付することができるよう、今後とも必要な予算を確保すること。
- 就農に向けた研修資金、経営開始資金などについて、新規就農者が安心して農業経営に取り組めるよう、必要な予算を確保すること。

エ 農業経営の安定化に向けた取組の推進

■ 経営所得安定対策等の充実・強化

- 大規模で専門的な経営が主体の本道の農業者が安心して生産性の向上や経営改善に取り組めるよう、安定的な実施に必要な予算の確保や制度の運用改善を図ること。
- 水田収益力強化ビジョンに即した産地の取組を促進するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金について、生産者が安心して生産性の向上等に取り組めるよう、今後とも安定的な制度運用に必要な予算を確保すること。
- 高収益作物により畑地化の取組を支援する高収益作物畑地化支援について、今後5年間は地域において水田農業のあり方に関する産地形成に向けた検討が行われることから、令和6年度以降も支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

- 水田活用の直接支払交付金の見直しに当たっては、地域によって様々な水田の利用形態があることから、産地の実情に即した運用となるよう、現場の課題を検証し、産地の実情を踏まえた必要な対策を講じるとともに、持続可能な水田農業の将来像を地域が描くことができるよう、迅速な情報の提供や丁寧な説明を行うこと。

■ 酪農・畜産における経営安定対策等の推進

- 畜産経営の安定が図られ、生産意欲の向上と生産基盤の強化に繋がるよう、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金、総交付対象数量の適切な設定と必要な予算を確保すること。
- 酪農経営の安定的な発展を図るためには、生乳の需給調整機能が適切に発揮される必要があることから、短期的、中長期的な需給緩和に対し、全国の生産者と乳業等が一体となった需給調整を行う体制を継続・強化するとともに、持続可能な生産消費形態が確保されるよう体制を構築すること。
- 酪農における経営安定対策については、加工原料乳生産者補給金制度を基本に、加工原料乳の取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填する加工原料乳生産者経営安定対策事業など、必要な予算を確保すること。
- 肉用牛経営や肉豚経営の安定を図るため、肉用子牛生産者補給金制度や牛マルキン、豚マルキンについて、それぞれ適切な基準の設定と必要な予算を確保すること。
- 畜産副産物の安定的な流通に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響などにより大きな情勢変化が生じた場合においても、引き続き、農家の経営が維持できるよう、必要な予算を確保すること。

オ 有機農業やゼロカーボン北海道の実現に向けた環境政策の推進

■ 化学肥料・化学農薬の削減や農地への炭素貯留に対する支援

- 環境負荷の軽減にも資する化学肥料・化学農薬の削減に対する支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 有機物の施用や不耕起栽培など、農地への炭素貯留に対する支援制度を創設するとともに、評価手法の確立を図ること。

■ 有機農業の取組拡大に向けた施策の推進

- 有機 J A S 認証農家や有機農業取組面積の増加、有機農産物等の流通・販売拡大に向け、有機 J A S 規格で使用可能な資材の明確化とその十分な周知及び申請手続の簡素化を図るとともに、有機 J A S 認証事業者の情報を一元的に公開すること。

- 有機農業を一層推進するため、地方自治体が実施する地域に根ざした取組に対する支援の拡充を図ること。

■ 環境負荷軽減に向けた支援の充実

- 規模拡大に伴う家畜の増頭に必要なふん尿処理施設の整備や老朽化した施設の補修などの負担軽減を図るとともに、家畜ふん尿などの地域バイオマス資源の有効利用や温室効果ガスの排出削減に向けたバイオガスプラントの整備など、地域の実態に応じた再生可能エネルギー利用の促進に必要な予算を確保すること。
- 「ノンファーム型接続」を早期に実現するとともに、バイオガスプラントや小水力発電への安定した接続による再生可能エネルギーの利活用を推進すること。
- 温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、酪農畜産における環境負荷軽減に資する取組に対し必要な予算を確保すること。

■ 研究開発に向けた施策の推進

- 気候変動への対応、農産物輸出の拡大、畑作・園芸の収益性の向上及び低コストで省力的な生産を実現するため、病虫害に強く、多収・高品質・加工適性に優れた新品種及び栽培技術の開発並びにその成果の普及を安定的に継続できるよう必要な予算を確保すること。
- 牛のげっぷ（消化管内発酵）由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制、農業機械の電化・水素化に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。

■ スマート農業の社会実装の加速化に向けた支援対策の拡充

- スマート農業の社会実装の加速化を図るため、地域のニーズを踏まえた予算を確保すること。
- スマート農業のほか、農村地域におけるテレワークや遠隔教育・医療等の推進に当たっては、情報通信環境の整備が重要であることから、「ユニバーサルサービス化に向けた最終とりまとめ案」で支援対象とならなかった無線ブロードバンドのユニバーサルサービス化や公設施設の民設への移行など、支援制度の拡充を図ること。

(2) グローバルマーケットの戦略的な開拓に関する施策

■ 農産物の輸出促進に向けた環境の整備

- 検疫や衛生管理基準等に対応した農産物処理施設の認定など輸出相手国における輸入条件等の緩和に向けた国家間交渉を推進すること。
- 輸出相手国の規制やニーズへの対応、流通網の構築など、農産物の輸出に向けた課題解決に取り組む産地への支援について、必要な予算を確保すること。
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業について、地域の実態を踏まえた制度の拡充を図ること。
- オールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の取組に加え、都道府県が官民一体となって海外で行う商談会やプロモーションなどの輸出促進に向けた取組に対して支援すること。

(3) TPP等新たな国際環境や今後の国際交渉への対応に関する施策

■ 国際貿易交渉の影響検証の継続と万全な対策の推進

- TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効に伴う農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて必要な予算を確保するなど、万全な対策を講じること。
- いかなる国際貿易交渉にあっても、食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能となり持続的に発展していくことができるよう、農産物など本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者はもとより、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行うこと。
- 牛肉、豚肉、ホエイのセーフガードに係るTPP11協定の修正に向けて、関係国と協議を行うこと。
- WTO農業交渉については、「多様な農業の共存」という基本理念を保持し、我が国の主張を最大限反映させる取組を継続すること。

2 多様な担い手と人材が輝く力強い北海道農業・農村の確立

(1) 持続可能で生産性が高い農業・農村の確立

ア 生産基盤の強化

■ 酪農・畜産における生産基盤の維持・強化

- 畜産クラスター事業等の実施において、飼養衛生管理基準の遵守等が要件化されたことから、当該基準の遵守に必要な消毒ゲートや鳥獣害侵入防止柵等に係る整備なども事業の対象とするよう、支援内容の拡充を図ること。
- 酪農・畜産における「働き方改革」としてICTを活用した省力化を推進するため、労働負担軽減や飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援する畜産経営体生産性向上対策事業(畜産ICT事業)及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(楽酪GO事業)を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

■ 地籍調査事業の着実な推進

- 市町村が地籍調査事業を迅速かつ着実に推進するための、十分な予算を確保すること。

■ 協同農業普及事業の拡充・強化

- スマート農業の推進やみどりの食料システム戦略など新たなニーズに応じた普及活動を展開するため、十分な予算の確保や研修制度の充実を図るとともに、普及指導員資格試験の運用の見直しを行うこと。

イ 安全・安心な食料等の安定生産の確保

■ 遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術に関する適切な施策の推進

- EU並に全ての食品等へ遺伝子組換え表示義務を拡大するなど、遺伝子組換え作物等の流通に関する制度の拡充・強化を行うこと。
- ゲノム編集技術について、不安を抱く国民へ丁寧な説明を行い、ゲノム編集技術等を利用した食品の安全性に関する科学的な検証や生物の検出手法の開発をするとともに、表示など消費者が食品を選択できる仕組みを創設すること。

■ 外食における原料原産地表示の義務化

- 外食における原料原産地表示の義務化など、制度の充実・強化を図ること。

■ 牛肉の安全・安心の確保

- 国内においてBSEの清浄性が維持されていることを把握するとともに、飼料規制等の有効性を確認できる検査体制を維持するため、BSE関連対策の実施に必要な予算を確保すること。
また、BSE対策の有効性について、国の責務として引き続き広く国民に対して丁寧な説明を行うとともに、BSEサーベイランスの見直しに係る国際的な動向や国内外におけるリスク管理措置の状況を踏まえ、国内における検査対象牛の見直しや死亡牛保管の必要性について検討すること。
- 牛由来肉骨粉の肥料や養魚用飼料への活用を推進するとともに、その取組が定着するまでの間は、現在の肉骨粉適正処分対策事業の継続に必要な予算を確保すること。

■ 畑作物の安定生産に向けた施策の推進

- 馬鈴しょについて、加工向け需要の増加に対応した生産体系を構築するため、省力作業機械の導入や貯蔵施設の整備への支援、安定的な原原種の供給を図るとともに、ジャガイモシストセンチュウ類のまん延防止のため、優良な抵抗性品種の早期開発・普及や車両・コンテナ洗浄施設等の整備への支援を行うこと。また、シストセンチュウ類の対策を徹底するため、地域が取り組む防除対策に対し、支援を講じること。
- てん菜について、直播栽培などの省力化や低コスト化に資する取組を支援するとともに、引き続き、製糖工場の効率的な生産体制の構築に向けた支援を行うこと。
- 豆類について、湿害対策や、効率的な播種などの技術や省力作業機械の導入、複数年契約取引の拡大、種子の安定供給に対する支援、品種開発の充実・強化を図るとともに、麦類や大豆について、本道の実情を踏まえた産地の生産・流通体制の強化への支援など、総合的な対策を講じること。
- 諸外国からの馬鈴しょ生塊茎の輸入解禁要請について、畑作地域における農業生産に支障を来さないよう、植物防疫上、慎重な対応を行うこと。

■ 野菜産地の振興に向けた施策の推進

- 道産野菜のブランド力を更に強化し、多様なニーズに対応するため、野菜価格安定制度の安定的な運用に向けて、資金造成に都道府県の負担を伴わない制度へ見直しを行うとともに、野菜の需給調整システムの見直し・充実を図ること。

- 実需者ニーズに対応した加工・業務用野菜等の安定供給に取り組む産地の育成や施設園芸の生産性・収益性の向上を図る「データ駆動型農業」の実践体制づくりへの支援について、必要な予算を確保すること。
- 水田における高収益な園芸作物の導入・産地化に向けた支援について、充実・強化を図ること。
- 自然災害の発生に備え、園芸産地が事業継続計画（BCP）に基づく体制の整備などに積極的に取り組めるよう、園芸産地における事業継続強化対策の円滑な実施に向けて、要件を緩和するなど制度の柔軟な運用を図ること。
- 外来種に指定されているセイヨウオオマルハナバチの代替種であるエゾオオマルハナバチの実用化に向け、早期の商品化を図ること。

■ 果樹産地の振興に向けた施策の推進

- 果樹産地の振興に向けた取組を支援する果樹農業生産力増強総合対策等について、消費者・実需者ニーズに対応した品目や優良品種の導入等に必要な予算を確保すること。

■ 醸造用ぶどうの苗木確保に向けた支援

- 全国的に不足傾向にある醸造用ぶどうの苗木の確保に向けて、苗木生産に対する助成や全国的な苗木の生産流通及び需給動向に関する継続した情報提供等を行うとともに、輸入検疫に係る特例措置の早期実現を図ること。

■ 花き産業や花きの文化の振興に向けた施策の推進

- 花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に向け、花きの生産・供給体制の強化や需要拡大に対する取組への支援など、花き産業や花き文化の振興に向けた施策の展開に必要な予算を確保すること。

■ 酪農・乳業を支える乳牛改良の推進

- 酪農においてビッグデータ等を活用し、長命連産などに優れた乳用牛の生産を進めるため、ゲノミック評価等の根幹となるSNP検査から得られるデータや牛群検定、体型審査等によるデータの収集、データの適切なリンク及び現場への普及に必要な予算を確保すること。
- 牛群検定事業の安定的・効率的な実施が図られるよう、不足している検定員の育成・確保や広域的な対応に係る取組、低コストで効率的な検定方法などに対する支援を検討すること。
- ゲノミック評価項目の拡大など、評価技術の更なる活用に向けた取組や、酪農家のニーズに対応した後代検定制度の構築など、我が国における乳牛改良の加速化について検討すること。

■ 適正な蜂群配置等による養蜂の振興

- 養蜂の適切な管理が確保されるよう、養蜂配置の調整に当たっての基準づくりや配置調整に実効性を持たせる仕組みづくりを検討すること。

■ 国際水準GAPの取組拡大に向けた支援施策の推進

- 国際水準GAPの取組拡大に向けて、GAP指導員の育成・指導活動や団体認証の取得支援などを行うGAP拡大推進加速化事業の予算を確保するとともに、実需者への制度の周知などを通じGAP認証農産物の需要の拡大を図ること。

■ 農畜産物の流通の効率化

- 道産農畜産物等の物流は、道民のみならず全国の消費者の生活に大きな影響を及ぼすことから、大消費地である都市圏から離れている本道の実情を踏まえ、農畜産物等の効率的かつ安定的な輸送の確保を図ること。
- 北海道の農畜産物等の輸送など物流の中核を担うトラック輸送の維持・確保のため、海上輸送機関利用時の料金助成や海峡を挟む高速道路通行料金の割引適用などの支援制度を創設するとともに、食品の円滑な輸送に向け、流通の効率化を支援する食品等流通モデル総合対策事業の継続と必要な予算を確保すること。

■ 農産物の生産・流通の効率化・合理化

- 集送乳に係る流通コストの低減等に向け、タンクローリーや貯乳施設の大型化、非常用電源等の計画的な整備が必要となることから、継続的な支援を行うとともに、必要な予算を確保すること。
- 食肉の流通や集出荷の安定化に向け、食肉処理施設における稼働率の向上、高度な衛生水準の確保、処理・加工の自動化などの再編合理化等を支援するために必要な予算を確保すること。

■ 自給飼料の生産性向上を図るための取組の推進

- 良質な自給飼料の増産を図るため、草地の植生改善に向けた草地難防除雑草駆除技術実証事業や草地生産性向上対策などを継続するとともに、本道の厳しい気象条件に適した飼料作物の品種開発を進めるほか、農作業受託組織やTMRセンター、公共牧場などの営農支援組織等の整備に対する支援の拡充を図ること。

■ 農業生産資材の安定供給

- 本道農業が、安全・安心な食料の安定生産と需要に応じた生産体制の強化に向けた取組を推進していくためには、農業生産資材の安定供給は極めて重要であることから、国の「農業競争力強化プログラム」等の実施により、国内及び本道の農業生産資材が安定的に供給される仕組みを構築し、農業所得の向上を実現すること。
- 農業用機械等の動力源である軽油に係る引取税の課税免除、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに地球温暖化対策のための課税の特例により軽油の石油石炭税に上乘せされている税率に係る還付措置について、恒久化すること。

■ ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止に向けた施策の推進

- ジャガイモシロシストセンチュウ（G p）の早期防除とまん延防止を図るため、対抗植物を基本とした防除とまん延防止対策の徹底、協力いただいた生産者への経済的負担の軽減、優良なG p抵抗性品種の早期開発などの対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

■ 家畜衛生対策の推進

- 地域の自衛防疫組織が取り組む防疫体制の強化や、生産者がヨーネ病等をはじめとする家畜の伝染性疾病対策に取り組む経費負担への支援を継続するとともに、家畜伝染病の診断技術の向上等に必要な予算を確保すること。
- 生産者が飼養衛生管理基準を遵守する上で必要な予算を確保すること。

■ 地方競馬の施設等整備や馬産地振興等に対する支援の継続・充実

- 地方競馬や馬産地の持続的発展を図るため、競馬法において支援期間が令和4年度までとされている地方競馬の施設等整備や馬産地の振興等に対する支援措置について、今後も継続するとともに、さらなる予算の充実・確保を図ること。

ウ 環境と調和した農業の推進

■ 鳥獣被害防止対策の推進

- エゾシカ等の野生鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算枠を確保するとともに、特に、緊急捕獲活動と侵入防止柵の整備に対する支援は、被害防止を図る上で必要不可欠な対策であることから、地域の必要額を踏まえた上で、不足が生じないようにすること。

(2) 国内外の需要を取り込む農業・農村の確立

■ 地域における6次産業化の推進に向けた支援施策の充実

- 農山漁村振興交付金について、多様な地域資源を活用した新事業や付加価値向上による農山漁村の所得と雇用機会の確保を図る事業を着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。
- 農山漁村振興交付金のうち、「農山漁村発イノベーション等整備事業」について、幅広く6次産業化に取り組む事業者を支援するため、採択要件の見直しと補助上限額を撤廃すること。
- 地域における新たな事業・雇用機会を創出するため、意欲ある農林漁業者等に対するサポートなど、支援体制の整備に必要な予算を安定的に確保すること。

■ 薬用作物の栽培技術の確立に向けた産地の取組への支援の充実

- 薬用作物の導入に必要な農業機械の汎用利用や地域に適した栽培技術の確立、優良種苗の安定供給に向けた産地における実証試験等に対する支援を継続するとともに、十分な予算を確保すること。
- 実需者と産地との契約栽培の推進に必要な情報提供のほか、相談やマッチング促進に向けた体制の強化を図ること。

(3) 多様な人材が活躍する農業・農村の確立

ア 農業経営体の安定・発展

■ 農業制度金融の充実・強化

- 農業経営基盤強化資金の全額国費による金利負担軽減措置（貸付当初5年間の実質無利子化）を継続するとともに、十分な無利子化融資枠を確保すること。
- 酪農・畜産負債整理資金対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 農業信用保証保険制度について、経営規模の拡大やスマート農業技術の導入などによる投資の大型化に対応し、農業者が安心して必要な融資を受けられるよう、円滑な運用を図ること。

■ 農業経営の法人化や円滑な経営継承等に資する支援の充実

- 農業経営法人化支援総合事業について、農業経営の法人化や円滑な経営継承に向けた農業者の多様な経営課題に対して、引き続き、支援を行うために必要な予算を確保すること。

■ 農業経営者教育機関の支援の充実

- 優れた農業経営者を育成するため、農業大学校や農業高校等の研修教育の高度化に必要な機械導入や施設改修等に対する支援を拡充するとともに、就農後の経営能力向上のための研修が継続できるように、必要な予算を確保すること。

■ 担い手の経営発展に向けた施策の推進

- 意欲ある農業者の経営発展を促進するため、機械・施設の導入を支援する農地利用効率化等支援交付金及び担い手確保・経営強化支援事業について中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

■ 農業保険制度の充実

- 収入保険などのセーフティネット対策の在り方の検討に当たっては、農業者のニーズ等を十分に踏まえること。

■ 農業者年金の保険料に対する助成対象者の拡大

- 農業者年金制度における保険料の政策支援について、後継者の配偶者についても対象とすること。

■ アイヌ農林漁業対策事業の推進

- アイヌ農林漁家の経営改善と経済的地位の向上を図るため、アイヌ農林漁業対策事業について、地域のニーズを踏まえた必要な予算を確保すること。

イ 地域で経営体を支える組織の育成・強化

■ 営農支援組織の育成・強化

- 酪農ヘルパー制度の円滑な推進に向けて、酪農ヘルパー利用組合が行う人材の確保・育成や経営基盤の強化等に向けた取組、傷病時利用の支援を継続的に行うとともに、必要な予算を確保すること。

ウ 地域農業を支える多様な人材の活躍

■ 雇用人材の確保と農福連携の推進

- 農業生産の現場においては、雇用人材の不足が課題となっていることから、人材確保や農福連携に向けた地域の取組に対する支援を中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

■ 感染症による影響を踏まえた雇用人材の確保

- 農業分野で受入予定の外国人材が円滑に入国できるように、査証の発給など入国手続を迅速に進めること。

- コロナ禍により必要となった代替人材の確保や感染防止対策等に要する経費に対し、継続的に支援するとともに、必要な予算を確保すること。
- コロナ禍に対応して地域が実施する人材確保に向けた取組への支援の充実・強化を図ること。

(4) 国民の理解に支えられる農業・農村の確立

■ 多様な役割・機能に対する理解の促進

- 農業・農村が国土・環境の保全や美しい農村景観の形成などの多面的な機能を発揮していることについて、食育や地産地消の推進、農業・農村の魅力発信など、広く国民の理解を深める取組を一層促進すること。

■ 「農泊」の推進

- 都市と農山漁村の交流を促進し、地域の活性化と所得向上を図る「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の予算を確保すること。

■ 直接支払に係る予算の確保と負担の軽減

- 農地や水路、農道等の保全活動等が適切に実施できるよう、多面的機能支払交付金に必要な予算を確保するとともに、地方財政措置の充実も含めて国庫負担で対応すること。
- 農業の生産条件が不利な地域において、農業生産活動を維持できるよう、中山間地域等直接支払交付金に必要な予算を確保するとともに、地方財政措置の充実も含め国庫負担で対応すること。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援するため、環境保全型農業直接支払交付金に必要な予算の確保と地方財政措置の充実も含め国庫負担で対応すること。